

2021/10/29 付 領事メール

【新型コロナウイルス】コロナウイルス感染回復者で、ワクチン接種が1回のみの方の海外在留邦人等向けワクチン接種事業での2回目接種について

●●●●●ポイント●●●●●

●スペインにおいてコロナウイルス感染回復者に1回のワクチン接種のみで発行される接種証明書は、日本の水際対策の緩和措置（自宅待機期間の緩和：14日→10日）の適用対象外となっています。

●上記に該当する方は、成田・羽田の両空港で実施している日本国内に住民票を有しない海外在留邦人等向けワクチン接種事業により2回目の接種を受けることができ、その接種証明書（1回分）の取得ができます（当地で接種したワクチンの種類によっては、事業で接種可能なワクチンの種類が異なる場合があります（詳細は下記の外務省HP参照））。

●これにより、その次の日本入国時にスペインで受けた1回目と日本で受けた2回目の接種証明書を提示することで、水際対策の緩和措置が適用されます。

●ただし、海外在留邦人等向けワクチン接種事業は、2022年1月上旬で終了予定です。

●●●●●新規事項●●●●●

1 現在、日本の厚生労働省・検疫所が認めた国で発行されたワクチン接種証明書をお持ちの場合、日本入国後14日間の自宅等での待機に際して、10日目以降にPCR検査を受けて陰性であることが確認・報告されると、残りの待機期間が免除されています。

スペインについては、ファイザー、モデルナ、又はアストラゼネカ（コビシールドを含む）の何れかのワクチンを2回接種した方の接種証明書（ジョンソン・アンド・ジョンソン等上記ワクチン以外は対象外）であれば本措置の適用対象となります。

一方で、当地で行われているコロナウイルス感染回復者に対するワクチンの1回接種対象者（通常は2回接種のところ1回接種となっている方）に発行されている接種証明書では適用対象となりませんので、ご留意ください。

●当館HP

[https://www.es.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/00\\_000926.html](https://www.es.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000926.html)

2 上記1のコロナウイルス感染回復者でワクチン接種が1回のみとなっている在留邦人の方について、成田・羽田の両空港で実施している日本国内に住民票を有しない海外在留邦人等向けのワクチン接種事業で2回目の接種を受けることが可能です（この場合、スペインでの接種を記録した書類（氏名、生年月日、ワクチン名又はメーカー名、ワクチン接種

日、ワクチンの接種回数等が記載された、接種記録書：INFORME DE VACUNACION、又は接種証明書：CERTIFICADO COVID DIGITAL DE LA UE)の提示が必要です。)

※ファイザー、モデルナ又はアストラゼネカ（コビシールドを含む）以外のワクチンを接種済みの方が、本事業を使ってワクチンの接種を希望する場合には、居住地の感染状況を踏まえ、御自身の判断により、接種会場にいる医師とご相談の上で接種していただくことになります（予診の結果、接種を受けることが適当でないと判断されることがあります）。

接種ワクチンの種類等、これら事業の詳細は、以下の外務省HP及びQ & Aをご参照ください。

●外務省HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>

●Q & A（特にQ50）

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine\\_QA.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine_QA.html)

3 本事業での接種証明書は、（1）接種会場で接種当日に申請・発行、（2）事後に郵送での申請・発行（日本国外へ郵送希望の場合は、在外公館での受領となります）の何れかにより取得することができますが、早期に入手されたい方は（1）を選択されることを推奨します。（詳細は上記2の外務省HPをご参照）。

スペインで受けた1回目と本事業で受けた2回目の接種証明書があれば、その後の日本入国の際に、今般の水際措置緩和の対象となります。

4 ただし、本事業は、2022年1月上旬の終了を予定しておりますので、ご注意ください。